

＜福井＞敦賀火力発電所 産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬業許可証 有効期限切れに対する福井県からの指導文書の受領について

2026年3月9日
北陸電力株式会社

当社は、本日（3月9日）、福井県嶺南振興局二州健康福祉センターから廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導文書を受領しましたので、お知らせいたします。

当社では、敦賀火力発電所で発生する産業廃棄物の処分のため、産業廃棄物収集運搬業者に運搬を委託しております。

この度、当社が作成する産業廃棄物に関する書類を作成する中で、産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬業許可証について、有効期限が切れていることを確認し、速やかに福井県嶺南振興局二州健康福祉センターに報告いたしました。

本件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条第5項に定める委託基準に違反[※]することに関して指導を受けたものです。

本事案の判明後、速やかに当該収集運搬業者による運搬を停止するとともに、敦賀火力発電所のその他の収集運搬業者の許可証が有効であることを確認しております。

当社としましては、今回の指導内容を真摯に受け止め、再発防止策を策定し、確実に実施してまいります。

以上

※ 排出事業者が、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者以外の者に産業廃棄物の運搬・処分を委託したとき